

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る
国際原子力事象評価尺度(INES)の運用について(案)

平成20年7月2日
原子力安全課
原子力規制室

1. 概要

国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)において、1992年以来、原子力施設等の事故・故障等に係る事象の国際原子力事象評価尺度(International Nuclear Event Scale: INES(別表参照))が策定されてきており、文部科学省においても2004年1月から原子力施設のINES評価を正式運用してきた。

また IAEA では、INESユーザーズマニュアル(2001年版)について、2002年よりラジオアイソトープ放射線源や輸送における事故のINES評価に関するINES追加ガイダンス(輸送及び放射線源事象の評価)の検討が始められ、2006年5月に報告書がまとめられた。

こうした状況の下、わが国においても輸送及び放射線源事象に対する INES 正式運用の動きが進み、2008年4月から、文部科学省においては原子力安全課放射線規制室がラジオアイソトープ線源及びその陸上輸送を対象に、国土交通省においては放射性物質の陸上及び航空輸送を対象に、それぞれ正式運用を開始したところである。

当室においても INES 運用の範囲を拡大し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る事象に対して正式運用を開始することとしたい。

2. 運用方法等

(1) 運用の範囲

INESの運用は、「核燃料物質等の工場及び事業所の外における運搬に関する規則第25条」に基づき、文部科学大臣に報告があった事象に適用する。

(2) INES評価ワーキンググループ

今般核燃料物質等の陸上輸送に関するINES評価を行うため、「研究炉等に係るINES評価ワーキンググループ設置要綱」を改正し、研究炉等安全規制検討会の下に設置されているINES評価ワーキンググループ(以下「INES評価WG」という。)において評価を行うこととする。INES評価WGは、原子力規制室が法令報告事象について暫定的に評価したINESのレベル(以下「INES暫定値」という。)の妥当性について検討を行う。

原子力規制室は、INES評価WGの検討結果を参考にし、INESのレベルの正式な値(以下「INES正式値」という。)を確定する。

なお、INES評価WGは原則として半年に1回開催する。ただし、必要な場合は臨時に開催することがで

きることとする。

(3) 事故・故障等に係るプレス発表等

事業者より第一報を受けた原子力規制室は、国土交通省と連携してINES暫定値の検討を行い、速やかにその結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。

INES正式値を確定した際には、文部科学省のホームページにて公表する。

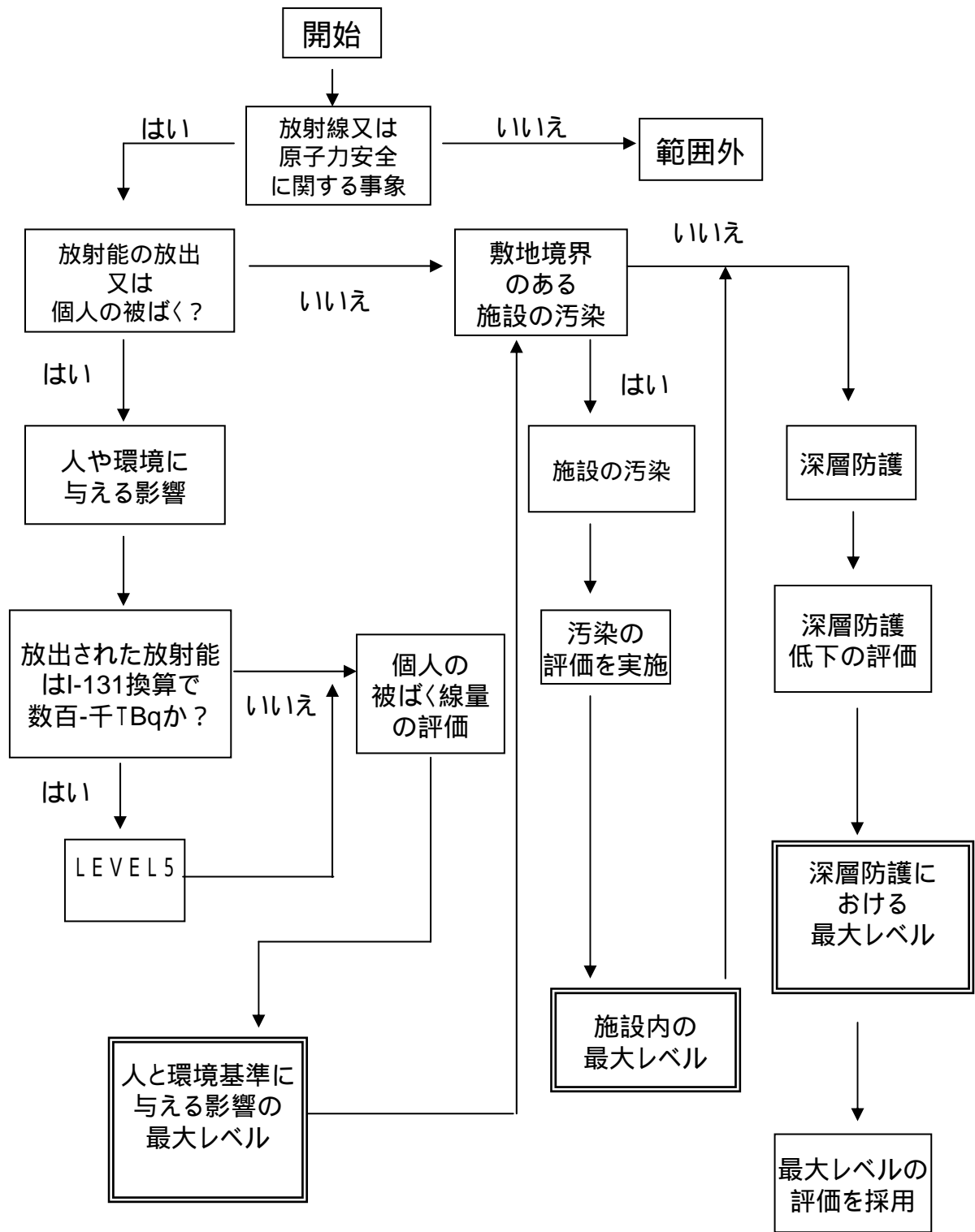
(4) IAEAへの連絡(別表のレベル2以上の場合)

INES暫定値がレベル2以上に分類された事象又は事象発生国以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該INES暫定値をIAEAに報告する。

事象の原因究明が終了した時点で、原子力規制室はINES正式値の確定を行う。

確定したINES正式値を公表するとともに、IAEAに報告する。

以上



INES 評価の主な手順

研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ設置要綱（案）

平成 2 0 年 7 月 日
原子力規制室

（目的）

第 1 条 文部科学省の所管する試験研究用原子炉施設、研究開発段階にある原子炉施設（発電の用に供するものを除く。）核燃料物質の使用施設等及び核燃料物資等の陸上輸送の事故・故障等について、国際原子力事象評価尺度（以下「I N E S（International Nuclear Event Scale）」という。）ユーザーズ・マニュアル及びその追加ガイダンスの評価基準に基づいて評価を行うため、文部科学省科学技術・学術政策局に設置している研究炉等安全規制検討会の下に原子力安全に係る専門家からなる研究炉等に係る I N E S 評価ワーキンググループ（以下「I N E S 評価WG」という。）を設置する。

I N E S 評価WGは、文部科学省が法令報告対象に関してユーザーズ・マニュアルの基準に基づき前提的に評価した I N E S の妥当性について検討を行う。文部科学省は、I N E S 評価WGの検討結果を参考にし、原因究明が終了した時点で I N E S の正式評価値を確定する。

（事務）

第 2 条 I N E S 評価WGは、I N E S ユーザーズ・マニュアルの基準に基づき、文部科学省が法令報告事象に関して暫定的に評価した I N E S の妥当性について検討する。

2 文部科学省は、評価結果を研究炉等安全規制検討会に報告する。

（委員会）

第 3 条 I N E S 評価WG委員（以下「委員」という。）は 1 0 人以内で構成する。

（委員）

第 4 条 委員は、原子力安全技術アドバイザーから充てる。

（公開）

5 条 I N E S 評価WGは公開とする。

（庶務）

第 6 条 I N E S 評価WGの事務は、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室が行う。

附則 この要綱は、平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 1 9 年 2 月 2 7 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2 0 年 7 月 日から施行する。